

羽曳野市介護保険事業者連絡協議会における集団指導（周知・連絡事項）について

平成21年6月23日

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課計画事業者支援担当

### < 集団指導 >

介護保険法第23条及び羽曳野市介護保険サービス事業者等の指導要綱（平成18年12月1日策定）第3条～第5条の規定にもとづく集団指導として位置づけています。

## 報告事項

### 平成21年度 介護報酬に係る留意事項等について

#### < 居宅介護支援 >

独居高齢者加算

認知症加算（認知症加算関連共通）

退院・退所加算

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

看護師による居宅療養管理指導の取扱いについて

#### < 訪問介護 >

緊急時訪問介護加算

特定事業所加算

#### < 通所リハビリテーション >

リハビリテーションマネジメント加算・個別リハビリテーション実施加算

#### < 訪問介護サービス内容に関するQ&A（大阪府：平成21年4月改正版） >

散歩の同行について

#### < その他 >

各種個別加算の位置づけについて

居宅サービス計画作成（変更）依頼届出書の提出について

法定代理受領に係る援助について

訪問介護による医療行為について

大阪府福祉部地域福祉推進室介護保険指定事業者集団指導及び羽曳野市介護保険事業者連絡協議会における集団指導（周知・連絡事項）の内容の周知について

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）の施行について

居宅サービス等における適切な報酬算定について

介護職員処遇改善交付金（仮称）について

大阪府福祉・介護人材確保緊急支援事業に係る補助について

## **介護保険サービス提供に係る羽曳野市の取扱いについて**

### **< 居宅介護支援 >**

運営基準超ショートの利用に係る届出書

通院等乗降介助における家族の同乗についての届出書

軽度者に対する福祉用具に関する確認票

（介護予防）福祉用具貸与の例外給付届出書

認定調査結果（基本調査項目）情報提供申請書

### **訪問介護事業所**

別居親族による訪問介護サービスの提供について

### **通所介護事業所**

通所事業所外で行われるサービス提供に関する届出書

### **その他**

介護保険事故報告について

## 平成 21 年度 介護報酬改定に係る留意事項等について

### 居宅介護支援

#### 独居高齢者加算

当該加算は、「利用者から介護支援専門員に対し、単身で居住している旨の申立てがあった場合であって、介護支援専門員が利用者の同意を得て、当該利用者が住民票上でも単独世帯であることの確認を行っている場合に算定できるものとする。ただし、住民票による確認を行うことについて利用者の同意が得られなかった場合又は住民票においては単独世帯ではなかった場合であっても、介護支援専門員のアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、介護支援専門員のアセスメントの結果については、居宅サービス計画等に記載する。また少なくとも月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について）」とされています。算定要件は、利用者の申出及び住民票での単独世帯の確認という手続きを原則としておりますが、実際の状況については介護支援専門員によるアセスメントやモニタリングが優先されます。住民票上、単独世帯でなくても、同居家族が入院しており実質独居状態であったり、逆に単独世帯であっても、一定期間、ご家族等が住み込みで介護にあたるなど独居状態と言いきれない場合もあります。

また、当該加算については、介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に、家族等と居住している利用者に比べて、生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話など特に労力を要する独居高齢者に対する支援について評価を行うものであることから、住民票上、単独世帯であっても、当該利用者の状況等を把握しているものが同居している場合は、当該加算の対象とはならないことから、介護支援専門員がアセスメント、モニタリング等の実態を踏まえた上で、判断することとなる（平成 21 年 4 月改定関係 Q & A（Vol.1））とされており、毎月のモニタリングで生活状況の変化について把握し、特別な支援が必要かどうかを判断願います。

なお、具体的な独居の内容（高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホーム、ケアハウス等の取扱い等）については、大阪府より厚生労働省に確認中とのことですので、回答があり次第周知いたします。

#### 認知症加算（認知症加算関連共通）

「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法については、医師の判定結果又は主治医意見書を用い、医師の判定がない場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られない場合を含む）にあつては、「認定調査票」の記載を用いるものとなります。（「主治医意見書」と「認定調査票」の記載に差異があつても、「主治医意見書」を優先する）。

また、複数の医師の判定結果がある場合は、最も新しい判定結果を用いてください。

なお、当該記録については、主治医意見書の写し等が提供された場合は、居宅サービス計画等と一体して保存し、主治医意見書以外の場合は、判定した医師名、判定日、主治医との面談等の内容を居宅介護支援経過等に記録願います。

## 退院・退所加算

退院・退所に当たって、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定できませんが、当該情報提供については、電話や FAX によるものでは算定はできません。必ず病院等の職員と面談を行ない、情報の提供を受けてください。また面談を行った方の職種名、内容等について支援経過に記録願います。

## 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

利用者が、指定小規模多機能型居宅介護の利用開始する際の必要な情報提供に当たっては、介護支援専門員が当該事業所に出向き情報提供を行う場合に算定できるものであり、単なる書面でのやりとり等では算定できませんのでご注意ください。

## 看護職員による居宅療養管理指導の取扱いについて

居宅療養管理指導については、支給限度額外のサービスですが、看護職員による居宅療養管理指導については、主治医意見書の「4.生活機能とサービスに関する意見(5)医学的管理の必要性」の「看護職員の訪問による相談・支援」の項(平成21年4月より主治医意見書に新たに追加された項目)にチェックある者又は看護職員の訪問による相談支援の必要がある旨の記載がある者のうち、サービス担当者会議において必要性が認められ、本人又はその家族の同意が得られた者に対して、看護職員が訪問を行った上で、必要に応じて電話相談を行った場合について算定するとされており、介護支援専門員が居宅サービス計画の作成に当たり、入手した主治医意見書の内容に基づき、サービス担当者会議においてその必要性を検討する必要がありますのでご注意ください。(利用者が定期的な通院・訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション等の利用がある場合には算定できない等の詳細については報酬基準・解釈通知・Q&A等を参照願います)。

## 訪問介護

### 緊急時訪問介護加算

当該加算は、居宅サービス計画に位置づけられていない身体介護に限られます。従って、アセスメントやモニタリングにおいて、一定想定される随時の身体介護については、本来利用者の状況等の変化を把握して、居宅サービス計画及び訪問介護計画の見直しで行うべきものであり、安易に当該加算を算定することは不適切と考えられます。1回の要請で複数回の身体介護を要請されたり、今後も同様の事態が想定される場合は、居宅サービス計画の変更の必要性について充分検討していただきますようお願いいたします。

なお、緊急の訪問の具体的な内容については、大阪府より厚生労働省に確認中とのことですので、回答があり次第周知いたします。

## 特定事業所加算

当該加算を算定するに当たって、「指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっ

での留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに…」とあります。この場合の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」として、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含め記載しなければならないとされています。

- ・「利用者の ADL や意欲」
- ・「利用者の訴えやサービス提供時の特段の要望」
- ・「家族を含む環境」
- ・「前回のサービス提供時の状況」
- ・「その他サービス提供に当たっての必要な事項」

従って、「前回のサービス提供時の状況」を踏まえ、サービス提供責任者が担当する訪問介護員等に対し、留意事項を文書等により伝達することとなりますので、特段の事情があった場合のみならず、毎回のサービスごとに文書等により伝達をしていなければ算定できませんので、ご注意ください。

(訪問入浴・訪問看護・小規模多機能型居宅介護のサービス提供体制強化加算についても同様の算定要件が含まれていますので、ご注意ください。)

## **通所リハビリテーション**

### **リハビリテーションマネジメント加算・個別リハビリテーション実施加算**

制度改正により、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、月に 8 回以上の利用がなければ算定できないとされ、個別リハビリテーション実施加算も算定できなくなりましたが、リハビリテーションマネジメント加算の算定の有無にかかわらず、利用者の状態に応じて、個別リハビリテーションも含め、適切にリハビリテーションを行う必要があるとされています。個別リハビリテーションの必要性があるにもかかわらず、月 8 回以下の利用者であり個別リハビリテーション実施加算が算定できないからといって、個別機能訓練ができなくなるといった取扱いを行わないようお願いします。また、リハビリテーションマネジメントについては、加算の算定の有無にかかわらず、全ての利用者に対し行うことが望ましいと考えられます。

なお、高次脳機能障害や先天性又は進行性の神経・筋疾患の利用者については、月に 8 回未満の利用であって、リハビリテーションマネジメント加算の算定ができない場合であっても、多職種協働して作成する通所リハビリテーション実施計画において、月 8 回以下の通所であっても効果的なリハビリテーションの提供が可能と判断された場合については個別リハビリテーション実施加算は算定可能であり、また、高次脳機能障害等以外であっても同様に、身体所見や各種検査結果等から多職種協働して作成する通所リハビリテーション実施計画において、週 1 回程度の通所であっても効果的なリハビリテーションの提供が可能と判断された場合については、週 1 回程度の利用があった場合に、個別リハビリテーション実施加算の算定が可能とされています。ただしこの場合においても、一律機械的に週 1 回程度の利用者全てに、個別リハビリテーション実施加算が算定できるということではないので、ご留意願います。

なお、祝日により、当該月のサービス提供が 8 回未満であった場合の取扱いについては、大阪府より厚生労働省に確認中とのことですので、回答があり次第周知いたします。

## 訪問介護サービス内容に関する Q&A (大阪府：平成 21 年 4 月改正版)

### 散歩の同行について

散歩の同行については、適切なアセスメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、介護報酬の算定は可能であると大阪府の Q & A に記載されています。

大阪府の集団指導時においても、補足説明がありましたとおり、下記内容について追記いたしますので、ご注意ください。

散歩に限ったことではありませんが、適用に当たっては、利用者の心身の状況、生活環境等から適切なアセスメントを行ったうえで、解決すべき課題と援助目標を明確に設定し、他のサービスの検討も含めた適切なマネジメントにより、日常生活上の援助として真に必要な不可欠としてケアプランに位置づけられる場合に限り適用されると言うことです。適用の理由として、単に利用者の希望のみでは適切なマネジメントに基づいているとは言い難いのでご注意ください。

## その他

### 各種個別加算の位置づけについて

大阪府の実地指導時において、各種個別加算の必要性が位置づけされていないとの指摘が多数見受けられます。

例えば、通所介護サービスには、基本的な機能訓練は含まれており、個別機能訓練加算については、基本的な機能訓練とは別に機能訓練を行う必要性について居宅サービス計画に位置づけがなされていなければなりません。通所介護サービスの個別機能訓練加算を位置づけるに当たっては、当該利用者が個別に機能訓練を行う必要性について明確に記載しなければなりません。また、通所介護サービスを利用していた被保険者が、新たに当該通所介護事業所における「個別機能訓練」を受ける場合は、必要性のためのアセスメントを行ない、サービス担当者会議において検討し、居宅サービス計画に個別機能訓練の必要性を明記、位置づけを行う等、居宅サービス計画を変更する必要があります。従って、計画変更の手続きが行われていない場合においては、運営基準減算となりますので、ご注意ください。

なお、通所介護事業所においても、居宅サービス計画に各種個別加算の必要性が記載されていない場合は、その必要性を居宅サービス計画に、明確に位置づけるよう居宅介護支援事業所と連携する必要があります。

### 居宅サービス計画作成（変更）依頼届出書の提出について

新規申請及び区分変更申請において、要介護認定結果が出るまでの期間に、暫定居宅サービス計画の作成に基づき、サービス提供を行うに当たっては、居宅サービス計画作成（変更）依頼届出書を遅滞なく市へ提出いただきますようお願いいたします。

過去にも、集団指導において周知を行っていますが、現在もなお認定結果が出た後に、当該届出書を提出される事業所が後を絶ちません。サービス利用に当たって、居宅サービス計画が作成されていなければ、法定代理受領サービスとして受けることが出来ず、利用者及びその家族に不利益をもたらすことに繋がります。認定結果が出るまでのサービス利用についても、速や

かに当該届出書を提出するとともに、必ず暫定居宅サービス計画の作成等一連の作業を行うようにしてください。

### **法定代理受領に係る援助について**

新規申請等において、要介護認定結果が出るまでの期間に、サービス利用を希望される利用者並びに家族に対し、安易に自費で対応するといった取扱いをしないでください。認定結果如何によっては、介護保険での対応が可能となるケースについても、安易に自費扱いとすることで、法定代理受領を行うための一連の作業がなされていなければ、利用者及びその家族に不利益をもたらすことに繋がります。認定結果如何によっては自費になる等きちんと制度を説明したうえで、必要な援助を行ってください。

なお、利用者又はその家族が、直接サービス事業所に対し、サービス利用の申込があった場合も、受給資格の確認（運営基準第 11 条）並びに要介護認定の申請に係る援助（同第 12 条）を行ったうえで、法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行わなければならない（運営基準第 15 条）とされていますので、ご注意ください。

### **訪問介護による医療行為について**

大阪府の集団指導の冊子においても「医行為」の範囲の解釈については、留意点として注意喚起がなされていますが、居宅サービス計画に、訪問介護サービスとして位置づけようとするサービス並びに訪問介護事業所が訪問介護サービスとして提供しようとするサービスが、医師法等の規制の対象となっていないかどうかを充分確認願います。（「医師法第 17 条・歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」（平成 17 年 7 月 26 日付 医政発第 0726005 号 厚生労働省医政局長通知）参照）。なお、当該通知の内容についても、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為とされる場合もあり得るとされており、注釈内容についても充分事業所内において周知願います。

また、前回の事業者連絡会においても周知しましたが、胃ろうに関する一連の行為については、全て医療行為に当たります。よって、訪問介護サービスにおいて、訪問介護員が胃ろうに関する援助を行うことはできません。

家族の介護負担の軽減の為であっても行うことはできませんし、家族からの依頼があったとしても、きちんとお断りし、必要に応じて訪問看護のサービスを位置づけ、家族への援助を行う等、適切なサービスの位置づけ並びにサービス提供を行うようお願いいたします。

### **大阪府福祉部 地域福祉推進室 介護保険指定事業者集団指導及び羽曳野市介護保険事業者連絡協議会における集団指導（周知・連絡事項）の内容の周知について**

大阪府の介護保険指定事業者集団指導及び羽曳野市集団指導において説明した内容等については、集団指導に出席した職員のみならず、事業所内で、その内容の伝達・周知等をお願いします。

また、調べればわかるような内容についても、安易に市に問い合わせをする事業者がありますが、国からの通知や Q & A 等を熟読し、よく調べたうえで、それでもなおかつ判断に迷う等の

場合に、市に確認・質問等を行うようにしてください。様々な事柄については、調べることなく単に問い合わせで回答を得るのではなく、自分で調べるといった行為の中で身につけることが重要です。

**介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）の施行について**  
介護サービス事業者に不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務づけ、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行うため、平成21年5月1日に同法が施行されました。その具体的な内容について、大阪府福祉部 地域福祉推進室 平成21年度介護保険事業者集団指導の冊子にも掲載されていますので、ご周知願います。

### **居宅サービス等における適切な報酬算定について**

大阪府福祉部地域福祉推進室より、介護報酬の改定に伴う情報等について、「介護保険事業者支援センター」のホームページを更新し、情報提供を行っています。

報酬改定に係る告示・通知・事務連絡等について、随時掲載されますので、情報収集していただき、適切な報酬算定をお願いします。

「介護保険事業者支援センター」のホームページ 平成21年度介護報酬改定情報

<http://www.fine-osaka.jp/kaigohoken/youshiki/kasan-todoke.htm>

### **介護職員処遇改善交付金（仮称）について**

平成21年度介護報酬改定により、介護職員の処遇改善が図られたが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行います。介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護報酬とは別に、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率にて交付します。平成21年10月サービス分から実施を予定しています。

### **大阪府福祉・介護人材確保緊急支援事業に係る補助について**

大阪府内の福祉・介護人材確保を緊急的に図るため、以下のような事業に対し、大阪府より補助金交付が行われますので、必要に応じて活用ください。

#### **1. 潜在的有資格者等養成支援事業**

資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就職のための研修や、高齢者、主婦層等の知識・能力を活かして福祉・介護分野への参画を進める為の研修等、実践的な研修の実施に対して、大阪府等が直接、介護福祉士等養成施設等に対し、補助するもの。（別紙参照）

#### **【問い合わせ先】**

大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ

電話 06-6944-9165

E-Mail [chiikifukushi-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:chiikifukushi-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

提出書類は、大阪府のホームページからも入手できます。



<http://www.pref.osaka.jp/chiiki/fukushi/>

## 2. 複数事業所連携事業

複数の小規模事業所等がネットワークを形成し、共同で求人活動や合同研修によるキャリア開発等職員研修を実施し、人材確保・育成の活動を行った場合、代表事業所に対し、補助するもの。(別紙参照)

### 【問い合わせ先】

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 福祉人材支援室

電話 06 - 6762 - 9006

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>

## 介護保険サービス提供に係る羽曳野市の取扱いについて

### 【居宅介護支援事業所】

#### 運営基準超ショートの利用に係る届出書

平成 21 年 4 月より、「運営基準超ショートに利用に係る届出書」は、変更となりました。届出書に短期入所利用日数を記入いただく様式となりましたので、提出時に、サービス利用票・サービス利用票別表の添付は必要ありません。

居宅（介護予防）サービス計画書の写し並びに（介護予防）短期入所生活（療養）介護計画書の写しを添付の上、認定の有効期間の半数を超えると見込まれる月の前月末までに提出願います。

#### 通院等乗降介助における家族の同乗についての届出書

通院等乗降介助に、家族の同乗が必要な理由や同乗する家族では乗車降車の介助が困難である状況が明記されていないものがあります。当該利用者に認知症や視聴覚障害等があり、本人に代わって家族が医師の指示を聴く、家族が医師に説明を行う必要がある等、家族が同乗しなければならない具体的な理由について記載するようお願いいたします。また、同乗する家族が、当該利用者の乗車降車の介助が可能な状況であれば、通院等乗降介助の対象外となります。家族による介助で、一般のタクシー等の利用をお願いいたします。よって、同乗する家族が、当該利用者の乗車降車の介助が困難な理由・状況等についても記載をお願いいたします。

また、届出書に添付された居宅サービス計画書に、通院等乗降介助を算定するに当たっての必要な事項が記載されていないものが見受けられます。家族が同乗する場合に限らず、通院等乗降介助を位置づけるに当たっては、適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に、

ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由

イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した理由

ウ 総合的な援助の一環として解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

を明確に記載する必要がある（老企第 36 号 第 2 の 2(6)）とされていますので、必ず記載願います。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に位置づける必要があると規定されており、こうしたアセスメントが行われていない場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」は不適正な給付として返還を求め得るものである（介護報酬に係る Q&A 平成 15 年 4 月版）とされていますので、充分ご注意ください。

#### 軽度者に対する福祉用具に関する確認票

平成 21 年制度改正に伴い、認定調査の基本調査項目の内容に変更がありましたので、確認票における基本調査項目番号を変更し、その他の内容についても事務負担軽減を図る為、記載項目について一部削除しました。

また、「該当する基本調査結果がないもの」((注 1)・(注 2))については、確認票 1・2 - 1・2 - 2 の提出を求めておりましたが、確認票 2 - 1 「主治医意見書」の内容については、削除

としました。

なお、様式については簡素化を図りましたが、福祉用具貸与の必要性についての検討を充分行うことは言うまでもなく、確認票2の「必要な福祉用具を使用するにあたっての主治医からの情報・意見」については、介護支援専門員が必要と判断した具体的な主治医の情報・意見を記載し、「サービス担当者会議等の意見」については、サービス担当者会議において必要性を検討した具体的なサービス担当者の意見及び内容を記載するようお願いします。

#### **(介護予防)福祉用具貸与の例外給付届出書**

上記「確認票」と同様に様式の簡素化を図り、「認定調査票のうち基本調査の直近の結果」の必要な項目について記載いただく「別紙1」を削除し、本届出書の内容についても一部記載項目等の削除、添付書類の削減を行っております。

なお、上記「確認票」と同様に、福祉用具貸与の必要性についての検討を充分行うことは言うまでもなく、例外給付の対象となる事例類型( ) ( ) に該当すると判断した主治医の所見及び該当する類型の内容については具体的に記載し、「サービス担当者会議等の意見」については、サービス担当者会議において必要性を検討した具体的なサービス担当者の意見及び内容を記載するようお願いします。

上記「確認票」及び「届出書」の新様式については、平成21年7月1日からの取扱いとしますが、それ以前においても、新様式にて提出しても良いものといたします。

(なお、新様式等については、平成21年6月1日付 羽保高743号にて、羽曳野市内居宅介護支援(介護予防支援)事業所に通知済)

#### **認定調査結果(基本調査項目)情報提供申請書**

新規申請並びに区分変更申請等において、当該認定結果が出るまでの期間の暫定居宅サービス計画に、軽度者に対する福祉用具貸与の対象外種目を位置づけるにあたり、暫定の認定調査の基本調査項目の必要な部分については、「認定調査結果(基本調査項目)情報提供申請書」(別紙参照)による申請にて情報提供を行いません。また、情報提供した内容は個人情報であり、その取扱いには最大限の配慮をし、知り得た内容についての守秘義務は言うまでもありません。

### **【訪問介護事業所】**

#### **別居親族による訪問介護サービスの提供について**

訪問介護員の同居家族へのサービス提供については、運営基準第25条(介護予防については第22条)の規定により禁止されていますが、同居でない家族へのサービス提供については禁止されていません。しかし別居家族によるサービス提供は、家族介護と区別がつきにくい、外部の目が届きにくくなるなどの理由からサービスの質の低下につながるものが懸念され、不適切な報酬算定につながりやすいと考えられ適切でないとされています。

本市においては法令により禁止されていない別居家族による訪問介護サービスについて、一律に禁止する取扱いとせず、別居親族によるサービス提供がやむを得ないものであり、かつ適切なサービス提供が担保されることが明らかな場合にこれを認める取扱いとしています。

該当する「やむを得ない理由」等については、要領を参照していただき、利用に当たっては、必ずサービス利用開始前に「協議書」により羽曳野市に確認を行ってください。

## 【通所介護事業所】

### 通所事業所外で行われるサービス提供に関する届出書

「通所事業所外で行うサービス提供に関する（年間行事）届出書」（様式１）及び「通所事業所外で行うサービス提供に関する届出書」（様式２）については、事務の簡素化並びに事務負担軽減を図る為、一部内容を変更しました。

（様式１）については、年間行事予定を計画していただき、新年度の前月に当たる３月中に提出していただくこととしました。

その際には、年間行事予定表、事故対応マニュアル、損害保険等のコピーは必ず添付してください。

（様式２）については、サービス実施月の前月、及びサービス提供実施日が翌月初の場合は実施日の１週間前までに必ず詳細を記載し、タイムスケジュールや行事計画・企画書等を添付の上提出願います。

上記「届出書」の新様式については、平成２１年７月１日からの取扱いとしますが、それ以前においても、新様式にて提出しても良いものといたします。

（なお、新様式については、平成２１年６月１０日 羽保高 844 号にて、羽曳野市内の該当事業所に通知済）

## 【その他】

### 介護保険事故報告について

運営基準において、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、

- １．市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ２．事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ３．サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

と規定されており、この規定にもとづく本市への報告等について「羽曳野市介護保険事故報告等に関する取扱要綱」を平成１８年１０月１日付けで施行し、その旨通知いたしました。（平成１８年１０月６日付け羽保高第２９８１号高年介護課長通知）

### 要綱抜粋

（対象となる事故）

- １．本市の介護保険被保険者及び市区域内にある事業所における事故のうち以下に該当するもの  
通所型サービス、施設型サービス等は送迎時間を含む。
- （１）利用者の死亡（病死を除く。）又は負傷（医療機関等における受診を要する程度のもの又

は介護事業所において特別な手当を要する程度のものに限る。)

- (2) 食中毒又は感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項に規定する一類感染症、第3項に規定する二類感染症、第4項に規定する三類感染症、第5項に規定する四類感染症、第7項に規定する指定感染症及び第8項に規定する新感染症並びにインフルエンザ、ノロウイルス、かいせん及び結核をいう。)の発生
  - (3) 従業員の法令違反又は不祥事の発生
  - (4) 利用者の行方不明
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (報告方法・期限)
- 1. 第1報 事故が発生後、速やかに電話等の手段により高年介護課宛連絡をしてください。
  - 2. 第1報後概ね1週間以内に事故報告書を提出してください。

#### \* ノロウイルス等の感染症予防の徹底および発生時の事故報告について

(平成18年12月12日羽保高第3879号高年介護課長通知)

##### 1. 市への報告が必要な場合

- (1) 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合ただし、新型インフルエンザについては、発症者が確認され次第、発症者数に関わりなく、速やかに報告願います。

##### 2. 報告内容

- (1) 感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- (2) 感染症又は食中毒が疑われる症状
- (3) 上記の入所者への対応や施設における対応状況等

##### 3. 報告様式

地域密着型サービス事業所は、市の事故報告書に感染症等の所定の報告用紙(ホームページ掲載)を添付し、その他の事業者は大阪府及び保健所への提出書類の写しを添付してください。

なお、届出書等各様式につきましては、

羽曳野市ホームページ 介護保険制度等行政情報BOX

介護保険事業者向け情報 <常用書式ダウンロード>

[http://www.city.habikino.osaka.jp/info/050/info\\_gigyou\\_a.html](http://www.city.habikino.osaka.jp/info/050/info_gigyou_a.html) をご参照ください。